

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金募集要項

(平成30年度)

館山市では、地域資源である「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」を活用した商品開発を希望する事業者に、対象経費の一部を補助します。利用を希望される方は、以下の事項を確認の上、お申し込みください。

1 補助対象者	<p>館山市内に所在する法人・団体・個人。</p> <p>※ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。</p> <p>(1) 市税等の滞納がある。</p> <p>(2) 暴力団またはその構成員</p> <p>(3) 政治団体・宗教団体</p>
2 対象となる事業	<p>「恋人の聖地 鏡ヶ浦から富士の見えるまち 館山」のイメージに沿ったもので、次のいずれかに該当し、かつ今後、複数年にわたり継続的に製造・販売や催行する計画のあるもの</p> <p>(1) 新商品の研究開発</p> <p>(2) 市内で行う体験プログラム又は周遊ツアー等の旅行商品の開発</p>
3 補助概要	<p>(1) 補助率 補助対象経費（裏面参照）の総額の10分の8以内 ※1,000円未満は切捨</p> <p>(2) 上限額 30万円</p>
4 募集期間	平成30年9月3日（月）～9月25日（火）午後5時必着
5 応募方法	下記の提出先へ、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を郵送または持参により提出してください。
6 審査方法	<p>(1) 審査の内容 書類審査</p> <p>(2) 審査の基準 事業内容の妥当性、実施体制、実現可能性、経費の妥当性、新規性、市場性、継続性・波及効果、公益性を基準として審査します。</p>
7 交付の決定	審査の結果、10月12日（金）までに交付の可否をお知らせします。
8 実績報告	交付の決定を受けた方は、補助事業が完了した日から30日以内に、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金実績報告書（第5号様式）を提出してください。なお、提出の最終期限は平成31年3月10日（日）です。
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国の地方創生推進交付金を活用して実施します。 ・その他の点については、館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金交付要綱をご覧ください。

問合せ・提出先

館山市 館山創生プロジェクトチーム（総合政策部企画課）

〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

電話 0470-22-3163 FAX 0470-23-3115

館山市「恋人の聖地」活用支援事業補助金の補助対象経費

- (1) 新商品の研究及び開発をするために直接必要な原材料費
- (2) 新商品を製造、販売又は催行するために直接必要な備品及び機械設備購入費
- (3) 新商品のパッケージ、ラベル等のデザインの開発及び作成等に係る経費
- (4) 新商品の販売促進に係る広告宣伝費
- (5) 試作品等の品質検査に必要な費用
- (6) 商標登録等に必要な費用
- (7) アンケート調査等の調査分析費
- (8) 旅行商品の催行に係る企画運営委託費及びバス等借上料等（ただし、旅行者の体験、食事及び宿泊等に係る経費を除く。）
- (9) その他市長が適当と認める経費

※ただし、以下を除く。

- ・ 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 名刺や文房具等の事務用品の消耗品代
- ・ パソコン、事務用プリンター等、汎用性の高い物品の購入費
- ・ すでに導入しているソフトウェアの更新料
- ・ 会社・店舗自体のPRや既存商品に関する広告宣伝費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
- ・ 金融機関等への振込手数料
- ・ 補助金申請書類や実績報告書等の作成・送付・手続きの費用
- ・ 補助事業の目的に合致しないもの
- ・ 必要な経理書類を用意できないもの
- ・ その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費